

# 日興・GS 世界ソブリン・ファンド(毎月分配型)

## ファンドの概要

設定日	2003年3月28日
償還日	無期限
決算日	原則毎月15日
収益分配	決算日毎

## ファンドの特色

1. 世界先進国の信用度の高いソブリン債（国債や政府機関債）を中心に分散投資を行ないます。
2. 原則として、毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。
3. 実質的な運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー※が行ないます。

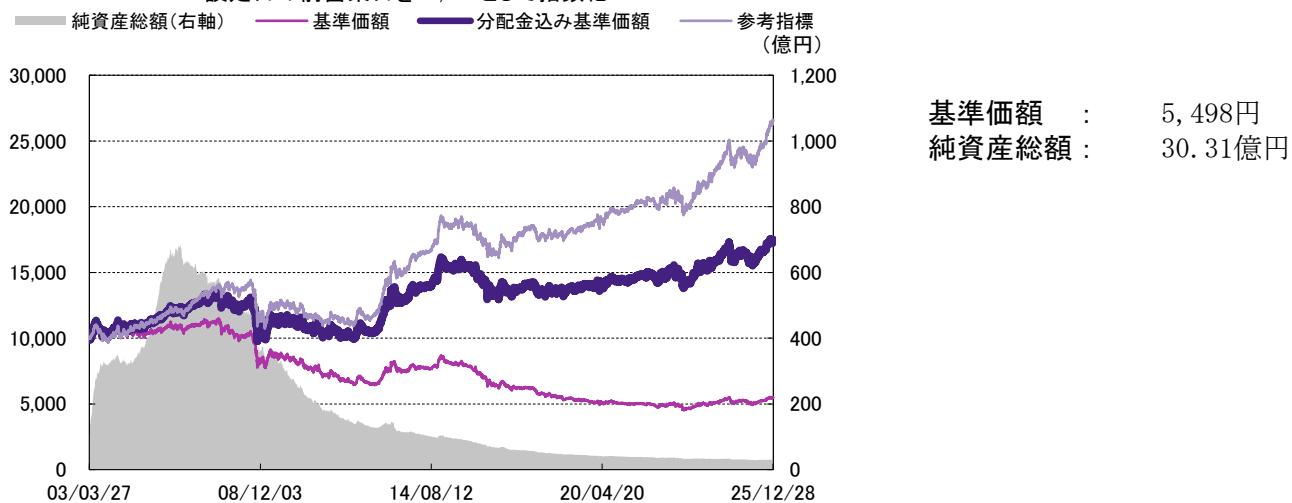
※ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの米国拠点です。

## 運用実績

※このレポートでは基準価額および分配金を1万口当たりで表示しています。  
※このレポートのグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。  
※当レポート中の各数値は四捨五入して表示している場合がありますので、それを用いて計算すると誤差が生じことがあります。

### <基準価額の推移グラフ>

設定日の前営業日を10,000として指数化



### <分配金込み基準価額のパフォーマンス>

	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	設定来
ファンド	3.94%	7.34%	5.10%	25.38%	74.90%
参考指標	6.51%	10.34%	8.46%	35.76%	166.09%

### <当ファンドの資産配分>

世界ソブリン・ベビーファンド	98.3%
マネー・オープン・マザーファンド	0.2%
現金その他	1.5%

### <分配金実績（税引前）>

設定来合計	直近12期計	25・1・15	25・2・17	25・3・17	25・4・15	25・5・15
8,590円	60円	5円	5円	5円	5円	5円
25・6・16	25・7・15	25・8・15	25・9・16	25・10・15	25・11・17	25・12・15
		5円	5円	5円	5円	5円

※分配金込み基準価額は、当ファンドに分配実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意下さい。

※参考指標および「世界ソブリン・ベビーファンド」におけるベンチマークは、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）です。同指数は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関する全ての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCが公表するインデックスを基に、アモーヴァ・アセットマネジメントが計算したものです。

※基準価額は、信託報酬（後述の「手数料等の概要」参照）控除後の値です。なお、信託報酬には、投資対象とする投資信託証券の分を含みます。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様に当ファンドへのご理解を高めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。



## ◆「世界ソブリン・ベビーファンド」の状況（運用:ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー）

### <債券組入上位銘柄>

銘柄名	クーポン	償還日	通貨	格付	構成比
アメリカ国債	4.5%	2036/2/15	米ドル	AA+	16.4%
アメリカ国債	3%	2048/2/15	米ドル	AA+	16.2%
アメリカ国債	6.25%	2030/5/15	米ドル	AA+	16.1%
ドイツ国債	4.75%	2034/7/4	ユーロ	AAA	6.4%
ドイツ国債	4%	2037/1/4	ユーロ	AAA	6.2%
ドイツ国債	5.5%	2031/1/4	ユーロ	AAA	6.2%

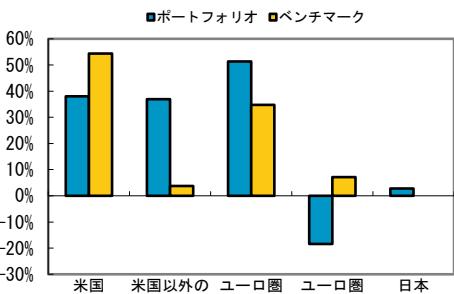
### <ファンド情報>

平均格付	AA+
平均クーポン	3.93%
平均利回り	3.20%

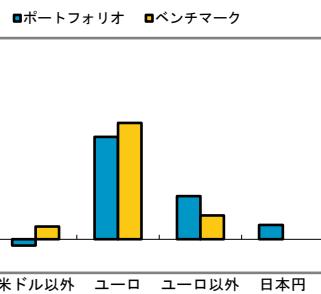
※格付は、S & P社によるものを原則としています。

※平均格付とは、データ基準日時点での当ファンドが保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当ファンドに係る信用格付ではありません。

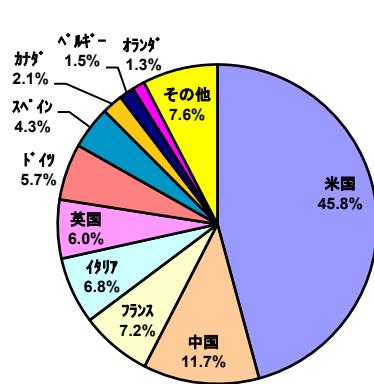
### <債券地域別比率>



### <通貨比率>



### <ベンチマークの国別構成比率>



※上記の債券地域別比率および通貨比率は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントから提供を受けた直近の資産配分変更時のモデル・ポートフォリオの配分およびベンチマークの数値を示しています。実際の金額配分は上記とは異なる場合があります。

## 運用コメント

### ◎市場環境

#### <債券市場>

当月の債券市場は、総じて下落（利回りは上昇）する結果となりました。市場全体の動きを示す代表的な指標であるFTSE世界国債インデックス（円ヘッジ・円ベース）のリターンは、前月末比で下落となりました。主要債券市場の価格動向は、日本やカナダが相対的に大きな下落となりました。各国の国債利回り推移を見ると、日本10年国債利回りは前月末の1.8%前半から上昇した後、中旬はレンジ内で推移しましたが、下旬から月末まで上昇傾向で推移した結果、2.0%後半で月を終えました。カナダ10年国債利回りは前月末の3.1%半ばから上昇した後、月末までレンジ内で推移した結果3.4%前半で月を終えました。

#### <為替市場>

当月の為替市場は、主要通貨が円に対して総じて上昇しました。対円で上昇したのは、スウェーデン・クローナなどでした。スウェーデン・クローナは、前月末の1スウェーデン・クローナ=16円半ばから上昇した後、中旬は下落しましたが、月末まで上昇傾向で推移した結果17円付近で月を終えました。

#### ◎投資対象の評価

#### <資産間配分>

資産間配分においては、世界債券にモメンタムの観点から弱気の見通しとされています。

#### <債券国別配分>

債券国別配分においては、フランスやオーストラリアに対して強気の見通しとする一方で、英国やその他欧州各国に対して弱気の見通しとされています。フランスおよびオーストラリアに対しては、マクロの観点から強気の見通しとされています。英国に対しては、マクロおよびモメンタムの観点から弱気の見通しとされています。その他欧州各国に対しては、バリューの観点から弱気の見通しとされています。

#### <通貨配分>

通貨配分においては、英国やノルウェーに対して強気の見通しとする一方で、スイスやニュージーランドに対して弱気の見通しとされています。英国に対しては、マクロおよびモメンタムの観点から強気の見通しとされています。ノルウェーに対しては、モメンタムの観点から強気の見通しとされています。スイスに対しては、マクロおよびモメンタムの観点から弱気の見通しとされています。ニュージーランドに対しては、マクロの観点から弱気の見通しとされています。

(注) 上記見通しは直近の資産配分変更時のゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの見解ですが、将来予告なしに変更することもあり、また、将来の結果を保証するものではありません。

**投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。**

■当資料は、投資者の皆様に当ファンドへのご理解を高めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。



**■お申込みメモ**

商品分類	追加型投信／内外／債券
購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 ※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託期間	無期限(2003年3月28日設定)
決算日	毎月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・英國証券取引所の休業日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行休業日 ・ニューヨークの銀行休業日
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
課税関係	原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となります。 ※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ※当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※配当控除の適用はありません。 ※益金不算入制度は適用されません。

**■手数料等の概要**

投資者の皆様には、以下の費用をご負担いただきます。

＜申込時、換金時にご負担いただく費用＞

購入時手数料	購入時の基準価額に対し1.65%(税抜1.5%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。 《ご参考》 (金額指定で購入する場合) 購入金額に購入時手数料を加えた合計額が指定金額(お支払いいただく金額)となるよう購入口数を計算します。 例えば、100万円の金額指定で購入する場合、指定金額の100万円の中から購入時手数料(税込)をいただきますので、100万円全額が当ファンドの購入金額とはなりません。 ※上記の計算方法と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 (口数指定で購入する場合) 例えば、基準価額10,000円のときに、購入時手数料率1.65%(税込)で、100万口ご購入いただく場合は、次のように計算します。 $\text{購入金額} = (10,000円 / 1万口) \times 100万口 = 100万円、\text{購入時手数料} = \text{購入金額}(100万円) \times 1.65\%(\text{税込}) = 16,500円$ となり、購入金額に購入時手数料を加えた合計額101万6,500円をお支払いいただくことになります。
--------	---

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

＜信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用＞

運用管理費用  
(信託報酬)

純資産総額に対し年率1.375%(税抜1.25%)程度が実質的な信託報酬となります。

信託報酬率の内訳は、当ファンドの信託報酬率が年率0.44%(税抜0.4%)、投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率が年率0.935%(税抜0.85%)程度となります。

受益者が実質的に負担する信託報酬率(年率)は、投資対象とする投資信託証券の組入比率などにより変動します。

その他の費用・手数料

監査費用、組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。

※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。

※投資者の皆様にご負担いただけたファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

**■委託会社、その他関係法人**

委託会社	: アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
受託会社	: 野村信託銀行株式会社
販売会社	: 販売会社については下記にお問い合わせください。 アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 [ホームページ] <a href="http://www.amova-am.com">www.amova-am.com</a> [コールセンター] 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除く。)

**■お申込みに際しての留意事項****○リスク情報**

- 投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- 当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

#### 価格変動リスク

公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

#### 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

#### 信用リスク

公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

#### 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファン

ド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

#### ○その他の留意事項

- ・当資料は、投資者の皆様に「日興・GS 世界ソブリン・ファンド（毎月分配型）」へのご理解を高めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象ではありません。
- ・投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。

設定・運用は アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第368号  
 加入協会：一般社団法人投資信託協会  
 一般社団法人日本投資顧問業協会

#### 投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
あかつぎ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第67号	○	○	○	
SMB C 日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券 ※右の他に一般社団法人日本STO協会にも加入	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○		○	○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号	○		○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。

※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

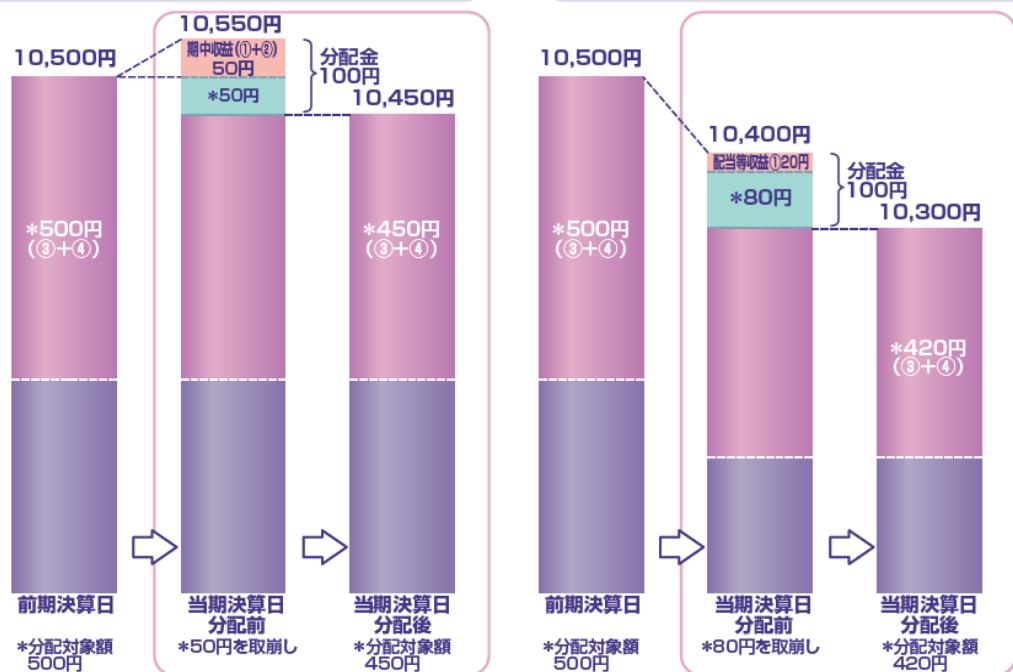
投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合 / 前期決算から基準価額が下落した場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および  
④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

\*上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。  
また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

- ・普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。